

平成 18 年 11 月 10 日

各 位

大阪市中央区北久宝寺町四丁目 4 番 2 号
会社名 夢の街創造委員会株式会社
代表者 代表取締役社長 中村 利江
(コード番号：2484 大阪証券取引所ヘラクレス)
問合せ先 取締役副社長 阿部 夏朗
(TEL：06-4704-5401)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 11 月 10 日開催の取締役会において、平成 18 年 11 月 29 日開催予定の第 7 期定時株主総会に定款変更を付議することを決議し、その内容が確定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 18 年 5 月 1 日に施行された「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が施行されたことに伴い、現行定款について次のとおり変更を行うものであります。
当社に設置する機関を定める規定を新設するものであります。(変更案第 4 条)
株券を発行することを明確にするための規定を新設するものであります。(変更案第 7 条)
株主総会参考書類等の情報をインターネットで開示することができるよう、規定を新設するものであります。(変更案第 14 条)
株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の数を 1 名とするため、規定を変更するものであります。(変更案第 16 条)
議事録は会社法等に基づき作成するため、任意的記載事項である現行の規定を削除するものであります。(現行第 13 条)
機動的・効率的な取締役会の運営を可能とするため、取締役会において書面又は電磁的記録により決議を行うことができるよう規定を新設するものであります。(変更案第 23 条)
上記のほか、会社法等の施行に伴い、規定の整備、条文、表現、用語の修正、変更、削除など、所要の変更を行うものであります。
- (2) 周知性の向上、費用軽減及び手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第 5 条)
- (3) 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、自己の株式の取得を可能とする規定を新設するものであります。(変更案第 8 条)
- (4) 社外監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材の招聘を容易にするため、社外監査役の責任について法令で規定する額を限度とする契約を締結することを可能とする規定を新設するものであります。(変更案第 33 条第 2 項)

2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 変更予定日

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 11 月 29 日（水）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 11 月 29 日（水）

以 上

【別紙】

定款一部変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(商号) 第 1 条 当社は、夢の街創造委員会株式会社と称し、英文では YUME NO MACHI SOUZOU IINKAI CO.,LTD と表示する。	(商号) 第 1 条 (現行どおり)
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1、インターネットを利用した、宅配サービスの受注代行、広告業務 2、情報システムおよび通信ネットワークの企画、設計、開発、運用に関する受託 3、出版業、印刷業、広告代理店業、イベント企画業 4、飲食店の経営、及び飲食業に関するフランチャイズチェーン店の加盟募集、並びにその加盟店の営業指導等の経営コンサルティングに関する業務 5、インターネットに企業用のサービス画面を作成する業務及びインターネットでの広告業務 6、インターネット等の情報通信システムによる情報の収集処理、並びに販売に関する業務 7、ソフトウェアの企画、開発、製造、販売 8、食料品の販売代理店業 9、損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 10、前各号に附帯する一切の事業	(目的) 第 2 条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)
(新 設)	(機関) <u>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u>

現 行	変 更 案
	<u>1、取締役会</u> <u>2、監査役</u> <u>3、監査役会</u> <u>4、会計監査人</u>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
第2章 株式	第2章 株式
<p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は<u>60,000株とする。</u></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>60,000株とする。</u></p>
(新 設)	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株券を発行する。</u></p>
(新 設)	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第6条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>(2)<u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>(3)<u>当社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>(2)<u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</u></p> <p>(3)<u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当社の発行する株券の種類、<u>株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する請求、届出等の手続き並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の<u>株式に関する手続き及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、<u>当社は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>(2)前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、<u>取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集時期)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p>	<p>(招集時期)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準は、毎年8月31日とする。</u></p>
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第10条 株主総会は、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(決議要件)</p> <p>第11条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもつ</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株</p>

現 行	変 更 案
<p>て決する。</p> <p>(2)商法第 343 条第 1 項の規定による株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって決する。</u></p>	<p>主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(2)会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>(2)前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(2)前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に<u>当会社に</u>提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第13条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第14条 当会社の取締役は 10 名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、<u>10</u> 名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2)取締役の選任は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(3)取締役の選任については、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2)取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(3)取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(2)増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の<u>残任期間と同一とする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(2)増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の<u>任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役および役付取締役)</p> <p>第17条 <u>当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</u></p> <p>(2)取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長 1 名を選任し、必要</p>	<p>(取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(2)取締役会は、<u>その決議をもって、取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、</u></p>

現 行	変 更 案
<p>に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集者及び議長) 第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会において<u>予め定めた順序により</u>、他の取締役が<u>これにあたる</u>。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故<u>がある</u>ときは、取締役会において<u>あらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる</u>。</p>
<p>(取締役会の招集手続) 第19条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の7日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新 設)</p>	<p>(取締役会の招集手続) 第22条 (現行どおり) (2)取締役及び監査役的全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる</u>。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第23条 <u>当社は、取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>
<p>(取締役の報酬及び退職慰労金) 第20条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって<u>これを定める</u>。</p>	<p>(報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第21条 当社は<u>取締役会の決議をもって、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第25条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議をもって免除</u>することができる。</p>

現 行	変 更 案
(2)当会社は、 <u>社外取締役との間で商法第266条第1項第5号の行為による賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は法令の定める額とする。</u>	(2)当会社は、 <u>会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</u>
(取締役会) 第22条 <u>取締役会に関する事項は、法令または定款に定める事項のほか、取締役会で定める取締役会規則による。</u>	(取締役会規程) 第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u>
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役及び監査役会
(監査役の員数) 第23条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u>	(監査役の員数) 第27条 (現行どおり)
(監査役の選任方法) 第24条 <u>当会社の監査役は、株主総会において選任する</u> (2)監査役の選任は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>	(監査役の選任方法) 第28条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> (2)監査役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
(監査役の任期) 第25条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (2)補欠により就任した監査役の任期は、 <u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(監査役の任期) 第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (2)補欠として選任された監査役の任期は、 <u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>
(常勤監査役) 第26条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役若干名を定める。</u>	(常勤の監査役) 第30条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u>
(監査役会の招集手続) 第27条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (新 設)	(監査役会の招集手続) 第31条 (現行どおり) (2) <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>
(報酬及び退職慰労金) 第28条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める</u>	(報酬等) 第32条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u>

現 行	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、取締役会の決議を持って、<u>監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>(2)当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</u></p>
<p>(監査役会)</p> <p>第30条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定める事項のほか、監査役会で定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
<p>(営業年度)</p> <p>第31条 当社の営業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの年 1 期とし、<u>営業年度の末日を決算期日とする。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第35条 当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とする。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第32条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払うものとする。</u></p>	<p>(期末配当及び基準日)</p> <p>第36条 当社は、<u>毎年 8 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第33条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年 2 月末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配（以下中間配当という）をなすことができる。</u></p>	<p>(中間配当及び基準日)</p> <p>第37条 当社は、<u>毎年 2 月末日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p>
<p>(除斥期間)</p> <p>第34条 利益配当金及び中間配当金が支払開</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 配当財産が金銭である場合は、その支</p>

現 行	変 更 案
始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。	払開始の日から満3年を経過しても <u>なお</u> 受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。